禁裏御所御用日記 二六

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文政十丁亥年
三六八

826-91

府随身御用書記吉傳参衆觸書留

同年九月八日戌辰卒 内々九月二日ゟ

同年十二月廿三日戌辰卒 内ゝ十月廿六日ゟ

戌辰

二三

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

文政十丁壬年

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

帝國圖書館藏

大正
6. 4. 13
購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十二月

晴

別紙之通武家江遣之

[illegible]

[illegible]

正月[illegible]

[illegible]

二月[illegible]

一[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一月下
賀茂傳奏ニ[illegible]
花
東十六
賀茂祭[illegible]
寅半刻ニ[illegible]
[illegible]
以一分行列[illegible]
柳[illegible]
右之趣[illegible]
[illegible]

四月下
[illegible]
今城中納言[illegible]
[illegible]

次第[illegible]
出納
[illegible]
多村
[illegible]
中川
出山
大[illegible]
辻
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

不濃ニ相ニて貂和光也

三月

日休

別紙之面ニ武家ヨリ来ル

洪照ヒヨリ入会西鶴ヒヨリ付

め代ハ花洛伸ヨリ中ニ成ヒ

ヒ和逢ハ以上

四月晦日　西鶴巻

雅堂

ヒ山法路当陵

進ヨリ一境境隣橋家ニ以返

可ヒ成ハ以上

右蔵手永和出来

五月

一仙巻元ハ能ニ今年ヨリ花

以上

編之ヲ称御遠例ニ云ヲ

出ヒ生ヲ之ヲ見ヒ此代ハ家ヒ

ヒ西鶴ニ此ハ今ヲ西鶴ヒ

ヤ此ヲ西鶴ヒ此ヲ成ヒ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]

右觸

四月廿九日

一　山中尤迎[illegible]

右姑病氣之処如今日死去

二付

假　二十日　後九十日

右之通前後御穢仕候

而自今

一　六月八日　三宮[illegible]

[illegible]

六月十四日

一　傳奏[illegible]　觸[illegible]　玉来兎

口状

[illegible]武[illegible]卿殿去十日薨去

二付[illegible]今日[illegible]清[illegible]三日喝[illegible]

[illegible]七日停止之旨[illegible]

[illegible]里水野[illegible]前[illegible]殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

一武家伝奏
[illegible]
物忌ニ付
中山前大納言
宣下[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

九月九日

一清涼ニ候ハ病事ニ而去三日
夜ハ其切内ニ而ニ方ニ而
候此八日ハ中ニ而ニ而ニ事ニ而ニ
ハ事ニ而ニ而ニ今日ハ而ニ少病ニ
上ニ如尾

正五位下右近衛將監兼淡路守
藤原辰

右文政十二年九月八日卒

父武居病氣ニ而去三日不
出仕此夜卒去仕ニ候
假 五十日
服 十三ヶ月
右ニ通名服ニ至候様ニ
ハ病中ニ而ニ
九月九日 志賀河内
武貞

祖父武居病氣ニ而去三日不
出仕此夜卒去候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右之通年出四ツ行 相總柳原資政
武事可指出藤子

十月六日

一劉常子參入 東勤交名 此前日官方ニ付
右之内陰道傍代 相除ノ格 武事ニ
柳原資政 今ト右ニ付 交名ニ入 相總
如尼

右ニ附生身入 清生
田中 尼 當世 平盛 總
右ニ附生身入 宣清
右ニ附生身入 清房

右之業 昨當之村生 右ニ附生 諸位之ニ
不分ニ付 二之次 右ニ附生 宣清ト通
相關交名 柳原資政 諸位
雜常子 藤子

十月九日

一 山平 右ニ附生 文 [illegible]

右 謹 毎時 頭ニ 脇 [illegible]

假十日 後二十日 深探

右之間 二尼有之 武事ハ中ノ勢

十月十二日

一 御 [illegible] 解文 武事 [illegible] 校 [illegible]

相庵

又護河号 御中御風ニ成て
ニ而右迎ニ被遣ニ付 御参会
被成候ニ付今日ニ而ハ御仕舞ニ成
候ニ付御中食ニ而御帰被遊候
御中食ニ而御帰被遊候

十月十四日

右之通ニ

一東陽門院ニ而御能有之
候ニ付御同伴申上候

十四日
一紅葉山ニ而被遊候ニ付
御出被遊候ニ付御参会
御能ニ而御帰被遊候
一東陽門院ニ而御能有之
候ニ付御同伴申上候
一東陽門院ニ而御能有之
候ニ付御同伴申上候

十四日
一紅葉山ニ而被遊候ニ付
御出被遊候ニ付御参会
御能ニ而御帰被遊

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

右来月十四日中和院
行幸供奉
[illegible]
十二日[illegible]別て出仕旁

右大将殿以[illegible]以酒章
申遅所[illegible]柳原[illegible]
一の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十九
一

[illegible]
田中[illegible]

右[illegible]
行幸供奉[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一武家官位従四位下侍従兼相模守平朝臣
任従四位上侍従兼相模守
我等官位従四位下侍従兼
任従四位上侍従兼
右両人之儀、従来之例ニ
依之、
禁裏御所
御用日記

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十六日
一 村雲大右衛門
大炊御門家御用達六位
右衛門 宣下之事
一 山
大炊御門家御用達六位 宣下之事
案

十二月十日
一 駿河守殿
六ヶ条
案

従五位下左近衛将監 兼蔵人
右文政十年十月廿二日
源良貞

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文政壬子年

三七一

府隨身中御用書留

附傳奏衆觸書留

武錫

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

元

文政十一戊子年

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文政十一戊子年

元日

一院中四方拝立朋来仕

土山右将曹武理

鈴木九将曹淑亮

右之通雇 又来

七日

一院中白馬御絵 年勅

村田左将曹武俊

土山右将曹武理

鈴木九将曹淑亮

鈴木右府生宗樹

正月十二日

一

西尾右番長九衛

右家父病気之処今朝登仕

假五十日 彼十三ヶ月 混稼

右之通雇 右之

一

土山右将曹武理

右家方叔父今朝登仕之

假二十日 服九十日

混稼云之

右之通雇 右之

四月廿四日

一今年勅願順憲米寿十首
御製
和歌三十二首 順憲米寿賀
（朱書）「今年八十八賀御祝ひの日」
桃花千次順憲米寿賀
謹作
（朱書）「次、五月廿五日」
米寿
（朱書）「今年八十八賀」
賀
（朱書）「今年八十八賀御祝ひの日」
陳義
次順憲米寿賀
（朱書）「今年八十八賀」
（朱書）「次、五月廿五日」
（朱書）「今年八十八賀」
（朱書）「今年八十八賀」
（朱書）「今年八十八賀

三月二日
一 右大将殿へ参内之儀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月三日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月四日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月五日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月六日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月七日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月八日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月九日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十一日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十二日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十三日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十四日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十五日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十六日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十七日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十八日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月十九日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十一日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十二日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十三日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十四日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十五日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十六日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十七日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十八日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月二十九日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

三月三十日
一 右大将殿へ参賀
　 近衛一位殿へ参賀
一 右少将殿へ参賀
一 右兵衛督殿へ参賀

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

二月六日

[illegible]

[illegible]

二月十日

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

十三日

一 三沢右衛門長[illegible]

[illegible]

二月十四日

一 [illegible]

[illegible]

二月廿四

一 加茂[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

二月廿日

次第書

御小納戸御用

日野西権右衛門尉

今城中納言殿

今出川前中納言殿

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

二月廿五日

土山甘露寺
近ろ一條殿被
参候

一菱亭道酒匂川
別勝参内
元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀
元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀
元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル
酒匂川

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

晦日

三月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀
元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

四月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

五月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

六月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

七月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

八月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

九月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

十月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

十一月

元禄十年ゟ子年迄
百年ニ成候ニ付
御祝儀

右別勝方ゟ
右之段申来ル

十二月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右藤原義知出来

二月廿九日

一行二奏二所ハ御堂ニ参来如尤

口状

火用ゼミ後常ニ御ニ付ニ候ニ此ニ所

別ニ御ニ内ニ出ニ候ニ此ニ所ニ内ニ有ニ御

ニ内ニ付ニ此ニ者ニ仲ニ内ニ申ニ而ニ有

之ニ以上

二月廿九日

土山右衛門尉

近ニ以ニ一説ニ後ニ諸様ニ以ニ返ニ一ニ有ニ

以上

右藤原義知出来

三月十六日

御飯本仕

隆随身

村田左将曹 武俊

後辺右将曹 供永

大山右将曹 武理

鈴木左将曹 政亮

水中右将曹 尚文

小口左将曹 盾季

三上左府生 常春

三沢右府生 万神

鈴木右府生 宗慈

山中左府生 勇金

九 前木右勇士 [illegible]

甲 上田左衛士 [illegible]

十一月廿三日

一仙華院ゟ使僧来ル

供奉被仰付候旨口状

一仙華院ゟ使僧来ル廿五日陰撃院ゟ

宿振 御幸ゟ

一仙華院ゟ使僧来ル廿六日陰撃院ゟ

宿振 御幸ゟ

三月廿六日

一仙華院ゟ使僧来ル

十一月廿三日

一仙華院ゟ使僧来ル

今夜修撃院ゟ

仙華院当日供奉ゟ而ゟ参来未ゟ

ゟ迄可被勤旨口状

不仕候ゟ後ゟ参ゟ拝ゟ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

修學院之事按之日場所多人數之義
或衆警甚可能為之遂意之事
警甚之者不可及其所要也不相之
之事下之之事之遠者之義未無之相
可ちか自然之事

一下輝火之元心之可付多てちか付之事
右之說ハ相解ハ可供遂可之てハ相違
此段ニ申又今夜傳ちか付之以上

三月十六日　夜傳奏
雜掌

土山右物曹殿
近ろの一說之後廣務ハ如之可
ちかく以上
右藤原業和之至　至隨身供之
而ミミ申遣

三月廿四日
一傳奏所関東ハ參勤之所儀奏中ハ御之至來
如尤

仁状

能來廿七日　本照宮本幣參之日覽
自廿六日晚至廿七日午刻　御神本
加成祭自八日晚御神事自十四日晚至廿六
御滿氣之事ハ此段ニ申又今夜奏所ちか付
如此之御神事中ニてハ相違之事

三月廿四日　後奏中
新書

ちゝ山之之物曹殿
近ろの一覽後法大ちかゝ以上
ちかく以上
右藤原業和之至

四月廿日
一行幸の御供奉の殿上人
来十六日　行幸春日祭使
行列左衛門督
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿一日
一行幸の代役御禊
近く後有るべく
伝え申給旨仰せ
新中納言
新参

四月廿二日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿三日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿四日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿五日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿六日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿七日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿八日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月廿九日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

四月晦日
一行幸の御禊
止む
右衛門督
左大将
内大臣
中納言
参議
左中将
右中将
左少将
右少将
左中弁
右中弁
左少弁
右少弁
左大史
右大史
左少史
右少史
外記
史生
右馬寮
使部
舎人
雑色
今度供奉
日野西殿
新参

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

右之報之申入右傳奏之事ニ付ちゆ付然ハ
昇之ハ而詣後日野殿ハ返しあらず上
四月十二日　日野西於大井殿
新書
今城中納言殿
新書
次第不同
出納世之行事抱
清忠
勢多
祥田
中川
辻
近日行列之一冊ニ亦ハ而詣之事
以後日野殿ハ返しあらず上
太祥田ハ至来上、左近ハ御余勅
掌ハ文而ハ器ヲ達之
行列之　宿判　客之
下野休所　山口能伊守
四月十五日
一侍奏代役所ハ盤至来如左
仁上　豊
常月四日
若君様御元服　權大納言従二位日
正二位御任叙　御次第ハ
御ハ御来ル十一日　十二日　雨ハ
三刻ハ未刻近之ニ先格之通ニ御
我等ハ夜ニ入ル我ハ御ちゆ事　此時

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

五月廿日
一 二条殿御参内 御剣 御沓 御笏 御供 御車寄 御車 御牛飼 御雑色 御随身 御車副 御車後 御車副 御車後 御車副 御車後

六月十一日
一

右勘文返上仕候ニ付為御礼参候処
御不例ニ付御対面無之候

六月十二日
一

右勘文返上仕候ニ付為御礼参候処
御不例ニ付御対面無之候

六月晦
一先ニ参ニ候ニ付勘文ニ候
今日御供不仕候ニ付参不申候

七月朔
一行幸ニ付為御警固参内
口状
就御出ニ日午刻
陣儀自当日始
第ニ日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第三日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第四日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第五日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第六日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第七日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第八日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第九日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十一日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十二日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十三日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十四日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十五日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十六日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十七日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十八日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第十九日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十一日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十二日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十三日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十四日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十五日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十六日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十七日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十八日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第二十九日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出
第三十日ニ御陣ニ御出
夜ニ入御陣ニ御出

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一仰天文元年ヨリ新上ル茅苑

一慶中山ヨリ永田若狭守ヨリ多賀谷因幡守ヨリ新井筥
多賀谷別紙ヲ以テ通ス依之勅答ヲ以テ通ス

中山ヨリ　永田若狭守　堤庶若　稲吹若　上野若　園部若　豊田若　吉井若　中沢川若　大井若　大田若　飯倉若

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一仰天文元年ヨリ新上ル茅苑

一慶中山ヨリ永田若狭守ヨリ多賀谷因幡守ヨリ新井筥
多賀谷別紙ヲ以テ通ス依之勅答ヲ以テ通ス

中山ヨリ　永田若狭守　堤庶若　稲吹若　上野若　園部若　豊田若　吉井若　中沢川若　大井若　大田若　飯倉若

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一中山ヨリ永田若狭守ヨリ多賀谷因幡守ヨリ新井筥
多賀谷別紙ヲ以テ通ス依之勅答ヲ以テ通ス

中山ヨリ　永田若狭守　堤庶若　稲吹若　上野若　園部若　豊田若　吉井若　中沢川若　大井若　大田若　飯倉若

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

八月廿日

一

太女妙子御年始
假十日 綾二巻 御肴
二上兎将監

一

右御妙子御年始
假二十日 昆布 御肴
三上兎将監

一

右御妙子御年始
假九十日 昆布 御肴
三上兎将監

一

右御妙子御年始
假二十日 昆布 御肴
三上兎将監

一

右御妙子御年始
假十日 綾二巻 御肴
三

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

九月朔日

一

村田左衛門尉 [illegible]

[illegible]

三上 [illegible]

[illegible]

右番目上旬之間

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前[illegible]布衣冠 内[illegible]

十月[illegible]

一 三上常寿院[illegible]代

[illegible]

[illegible]

十月[illegible]

一 府[illegible]中[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月[illegible]

一 [illegible]

十月十日

一土山丹後守監物家へ紙二帖

来月霜月祭ニ付六条殿ヘ名代

二付相勤ニ付ニ二月十二日霜月名代

相伺ヲ以名代ヲ以ニ合ニ付ニ

以奉書ヲ合ニ付ニ 御内方之奉書

ニ付奉書

五位殿家相考

水口清生

川比房幾

水口宣清

同 清貴

右之通四枚ニ相等有之候処

相考之義無之ニ付 御書返ニ成ニ也

ニ付 御内方ヘ御内用ニ

ニ付 御内方ヘ御内用ニ

ニ付 御内方ヘ御内用ニ

十六日

一右京亮ヘ礼帖

水口左兵衛尉人ヲ清生

川比左兵衛尉家房幾

水口右兵衛尉人ヲ宣清

水口 同 清貴

右之通 御内用ニ付 御内用ニ

ニ付 御内用ニ

ニ付 御内用ニ

ニ付 御内用ニ

十月十日

一上野

前々家名体ニ成候此年相承漢

ニ付 自禁裏 御内用ニ

十月十日

[illegible]

十月十六日
一三条前宰相実行卿公事奉行
奉書柄 勅使 参内

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十月八日
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
十月九日
一 [illegible]
[illegible]
十月十日
一 [illegible]
[illegible]
十月十一日
一 [illegible]
[illegible]
十月十二日
一 [illegible]
[illegible]
十月十三日
一 [illegible]
[illegible]
十月十四日
一 [illegible]
[illegible]
十月十五日
一 [illegible]
[illegible]
十月十六日
一 [illegible]
[illegible]
十月十七日
一 [illegible]
[illegible]
十月十八日
一 [illegible]
[illegible]
十月十九日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿一日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿二日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿三日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿四日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿五日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿六日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿七日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿八日
一 [illegible]
[illegible]
十月廿九日
一 [illegible]
[illegible]
十月晦日
一 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

来る十二月迄ニ庭橋家へ引渡し
候筈の処今日迄ニ引渡し
取り仕舞ニ相成候ニ付
十二月廿日
石山五左衛門
長谷川宿迄廣橋家へ引渡し
候ニ付
十二月廿日
石山五左衛門
長谷川宿迄廣橋家へ引渡し
候ニ付
十二月廿日
一万石余ハ御出立ニ
相成候ニ付
十二月廿日
一万石余ハ御出立ニ
相成候ニ付
十二月廿日
一万石余ハ御出立ニ
相成

一 冨左近将監敦寅
右従五位下十九紙差出ニ方面乗
但同承例ニ越階ニ被ニ

十二月十九日
一 水口左府清生
右此数正六位下
宣下
一 土山右将曹武行
右同六位下 宣下
一 蓮田将曹供奉
右加級正六位上
勅許
一 冨左将監敦寅
右叙爵正六位上越階 従五位下
宣下 但同承例ニ越階ニ被ニ被ニ
一 水口左将曹清奉
右加級従六位上 宣下
一 三土左将曹武分
右加級従六位上 宣下
[illegible]各 [illegible]敦任之[illegible]
二位 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用